Science News

Vol. 16　2025年11月

平素は格別のご高配を賜り、誠にありがとうございます。
朝晩の冷え込みに、冬の足音を感じる季節となりました。街路樹が色づき、秋の深まりを肌で感じる11月。皆さま、いかがお過ごしでしょうか。今回は弊社業務の紹介をさせて頂きます。

業務紹介（騒音測定）

「騒音測定」

騒音測定とは、周囲の「音の大きさ」を数値で調べることです。たとえば、工事現場の音や交通の音、近隣の生活音などが、どれくらいのレベルで人に影響を与えているかを確認するために行います。
専用の機械（騒音計）を使って、音の大きさを「デシベル（dB）」という単位で測定します。数字が大きいほど音が大きく、おおよそ30dBで深夜の郊外、40dBで静かな図書館、60dBで普通の会話、90dBはバイクのエンジンやカラオケ店内ほどの音になります。
騒音測定は、単に「音の大きさを測る」だけではなく、私たちの健康や生活環境を守るためにとても重要な役割を果たしています。

＜測定の必要性＞

・健康を守る：騒音はストレスや睡眠障害、高血圧などの原因になるため、測定によってリスクを把握し対策が可能。

・快適な生活環境の維持：住宅地や学校などで静かな環境を保つために、騒音の客観的な評価が必要。

・都市開発や産業活動の配慮：工事や工場の音が周囲に与える影響を評価し、規制基準を守るために活用。

・法的・行政的判断の根拠：騒音規制法などの基準に基づき、測定結果がトラブル解決や行政指導（改善勧告や改善命令）の材料になる。

お困りごとなどございましたら弊社までご相談下さい。

お問合せ先：営業部　054-361-0200

産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令の改正

令和8年4月1日に、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の管理型最終処分場の放流水及び保有水等に係る六価クロム化合物の基準値が六価クロム 0.5 mg/Lから六価クロム 0.2 mg/Lに、廃棄物最終処分場の周縁地下水及び産業廃棄物の安定型最終処分場の浸透水に係る六価クロムの基準値が0.05mg/Lか0.02mg/Lに改定されます。

個人ばく露測定

個人ばく露測定の義務は、対象となる作業の種類や化学物質によって異なりますが、金属アーク溶接等の作業や、第3管理区分の作業場、およびリスクアセスメント対象物のうち濃度基準値設定物質を取り扱う作業場が対象です。義務化された対象作業では、適切なサンプラーを用いた方法で測定を行う必要があります。（2024年4月1日より義務化）

測定の目的

（１）リスクアセスメント
作業場内の化学物質のリスクを見積もるため。
（２）呼吸用保護具の選定
第三管理区分の作業場等の労働者が適切な呼吸用保護具（マスクなど）を使用するため。
（３）確認測定
濃度基準値設定物質の濃度が濃度基準値を超えないかを確認するため。

個人ばく露測定が義務付けられているケース

（１）金属アーク溶接等作業を継続的に行う屋内作業場
（２）第3管理区分の作業場
（３）リスクアセスメント対象物のうち、濃度基準値設定物質を製造・取り扱う作業場

測定の実施者

測定精度を担保するために、2026年10月1日から**「個人ばく露測定講習」を修了した作業環境測定士**に行わせなければなりません。

株式会社 サイエンス
HPも見てね！
https://www.science-c.co.jp/

営業案内：土壌分析、アスベスト調査、産業廃棄物分析、水質検査、作業環境測定、大気測定、騒音・振動調査、自然環境調査、環境アセスメント　等